

付録のふろく

試験によくでる用語・数字集

2023

お試し読みでは

- 憲法
- 行政法
- 刑法
- 刑事訴訟法

それぞれ1ページ目をご確認
いただけます。

KORON

天皇

- 01 天皇は、(a) を解散することができる。 a 衆議院
- 02 天皇は、最高裁判所の長たる裁判官を (b) することができる。 b 任命

天皇の国事行為

○ 正しいもの

- 【例】 内閣総理大臣の任命
最高裁判所長官の任命
憲法改正・法律・政令及び条約の公布
国会の召集
衆議院の解散
外国の大使、公使の接受

× よくでる誤り

- 【例】 内閣総理大臣の指名
内閣総理大臣の罷免
最高裁判所長官の認証
省令の公布
参議院の緊急集会の召集

国会の会期

- 01 常会の会期は、原則として (a) 日である。 a 150
- 02 衆議院の解散による総選挙後には (b) 会が開かれる。 b 特別

国会の会期

	召集原因・態様	会期の長さ・延長
常会 (通常国会)	毎年1回(1月に召集)	<input type="checkbox"/> 150日 <input type="checkbox"/> 1回のみ延長可
臨時会 (臨時国会)	【憲法上】 <input type="checkbox"/> 内閣が必要と判断したとき <input type="checkbox"/> いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったとき 【国会法上】 <input type="checkbox"/> 衆議院議員の任期満了による総選挙後 <input type="checkbox"/> 参議院議員の通常選挙後	<input type="checkbox"/> 両院一致の議決で決定 <input type="checkbox"/> 2回まで延長可
特別会 (特別国会)	衆議院の解散による総選挙後	

行政処分の形式

- | | | |
|----|---|------|
| 01 | 本来私人が有する自由を、公共の福祉の観点から禁止しておき、特定の場合に解除する行政処分を（a）という。 | a 許可 |
| 02 | 法令が課している義務を、特定の場合に解除する行政処分を（b）という。 | b 免除 |
| 03 | 本来私人が自由に有しない特別の能力や権利を与える行政処分を（c）という。 | c 特許 |
| 04 | 届出、申請等を有効として受け取る行政処分を（d）という。 | d 受理 |

行政処分の形式

行政処分	法律的行为	命令的行为	下命・禁止 私人に一定の行為を行うよう、又は行わないよう命じるもの（行わないよう命じるものを特に禁止という） 例 風俗営業者等に対する営業停止命令、租税の賦課処分
		許可	本来私人が有する自由を、公共の福祉の観点から禁止しておき、特定の場合に解除するもの 例 道路の使用許可
		免除	法令が課している義務を、特定の場合に解除するもの 例 租税の免除
		特許	本来私人が自由に有しない特別の能力や権利を与えるもの 例 鉱業権設定の許可
	形成的行为	認可	私人の契約等を補充して法律行為の効力を発生させるもの 例 銀行合併の認可
		代理	本来私人が行うべき行為を行政機関が行い、私人が行ったのと同じ効果を生じさせるもの 例 土地収用裁決等で当事者間の協議が整わない場合の行政庁による裁定
准法律的行为	確認	特定の事実又は法律関係に争いのある場合、その存否を確認するもの 例 建築基準法における建築確認、国家試験の合格者の決定	
	公証	特定の事実又は法律関係について、その存否を公に証明するもの 例 公職選挙法による選挙人名簿への登載	
	通知	特定人又は不特定人に対し、特定の事実を知らせる行為 例 輸入禁制品に該当する旨の税関長の通知	
	受理	届出、申請等を有効として受け取るもの 例 各種申請、届出の受理	

刑法の場所的適用範囲

- 01 詐欺罪は、国民の国外犯に当た（ a ）が、国民以外の者の国外犯に当た（ b ）。
- 02 現住建造物等放火罪は、国民の国外犯に当た（ c ）が、国民以外の者の国外犯に当た（ d ）。
- 03 暴行罪は、国民の国外犯に当た（ e ）

- a る
b らない
c る
d らない
e らない

刑法の場所的適用範囲

	立法主義	適用範囲	適用犯罪
国内犯	属地主義	<input type="checkbox"/> 全ての者の国内犯 <input type="checkbox"/> 国外において日本船舶・日本航空機内で罪を犯した者	刑法上の全犯罪
国外犯	(積極的) 属人主義	国民の国外犯 ⇒ 国民が、一定の重大な罪を犯した場合* * 国民以外の者の国外犯の対象犯罪に比較して広い範囲が該当する	(例) 殺人罪 強制性交等罪 逮捕監禁罪 強盗罪 詐欺罪 現住建造物等放火罪 名誉毀損罪 私文書偽造罪
	(消極的) 属人主義	国民以外の者の国外犯 ⇒ 国民以外の者が、日本国民に対し、重大な罪（主に生命・身体・自由に対する重大な罪）を犯した場合	(例) 殺人罪 強制性交等罪 逮捕監禁罪 強盗罪
	保護主義	全ての者の国外犯 ⇒ 内外国人のいかんを問わず、日本の法益を害する重大な罪を犯した場合	(例) 通貨偽造罪 公文書偽造罪 支払用カード電磁的記録不正作出罪
	世界主義	公務員の国外犯 ⇒ 日本の公務員が、一定の重要な職務犯罪を犯した場合	(例) 看守者等逃走援助罪 虚偽公文書作成罪 収賄罪
	世界主義	条約による国外犯	条約により、国外で犯されたものであっても罰すべきものとされている犯罪

司法巡査と司法警察員の権限

- 01 司法巡査には、逮捕状を執行して、被疑者を逮捕する権限が与えられてい (a)。
- 02 司法巡査には、告発を受理する権限が与えられてい (b)。
- 03 司法巡査には、押収物を還付する権限が与えられてい (c)。

- a る
- b ない
- c ない

司法警察職員に共通の権限	<p>〔例〕 任意捜査 逮捕状の執行 現行犯逮捕、緊急逮捕 令状による捜索・差押え・検証 令状によらない捜索・差押え・検証</p>
司法警察員にだけ認められ、司法巡査には認められていない権限	<p>〔例〕 各種令状の請求 (緊急逮捕状は除く) 逮捕被疑者の釈放又は送致 告訴・告発の受理 事件の送致・送付 押収物の処分 代行検視</p>

緊急逮捕

- 01 公務執行妨害罪の犯人を、緊急逮捕することはでき (a)。
- 02 強盗予備罪の犯人を、緊急逮捕することはでき (b)。
- 03 住居侵入罪の犯人を、緊急逮捕することはでき (c)。

- a る
- b ない
- c る

緊急逮捕できる

法定刑が

死刑に当たる罪

or

無期の懲役・禁錮に当たる罪

or

長期3年以上の懲役・禁錮に当たる罪

〔例〕

公務執行妨害罪、現住建造物等放火罪、通貨偽造罪、殺人罪、傷害罪、傷害致死罪、業務上過失致死傷罪、逮捕監禁罪、未成年者拐取罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、住居侵入罪、窃盗罪、強盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

緊急逮捕できない

〔例〕

軽犯罪法違反の罪、単純逃走罪、殺人予備罪、暴行罪、脅迫罪、侮辱罪、強盗予備罪、占有離脱物横領罪、放火予備罪、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等罪、単純賭博罪